

○工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）（法第八十一条関係）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（帳簿）</p> <p>第五十一条 法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 試験事務の区分</p> <p>二 試験年月日</p> <p>三 試験地</p> <p>四 受験者の受験番号、氏名及び生年月日</p> <p>五 可否の別</p> <p>六 合格年月日</p> <p>2 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から三年間保存しなければならない。</p> <p>（削除）</p>	<p>（帳簿）</p> <p>第五十一条 （略）</p> <p>2 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から三年間保存しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する帳簿は、電磁的方法により保存することができる。</p>

附 則

この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日（平成〇年〇月〇日）から施行する。